

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

事業者名 一般社団法人養老線管理機構  
代表者名 代表理事 広瀬 幹雄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
養老線各駅	転落防止柵未設置の駅について、設置を検討する。	令和3～4年度で多度駅に転落防止柵を設置する。

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) 報告書の公表方法

<p>養老線地域公共交通再生協議会にて管理しているサイト「養老線ポータル」に掲載。</p>
---

(4) その他

--

住 所 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地  
事 業 者 名 一般社団法人養老線管理機構  
代 表 者 名 代表理事 広瀬 幹雄

(令和3年3月31日現在)

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和3年3月31日現在)

共用駅	鉄道事業名	駅名	路線名	所在地(府県市町村)	一日当たり利用者数	有人駅の有無	公共交通等円滑化促進法の適用の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置数	ベレーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の設置	傾斜路の設置数	視覚障害者用ブロックの有無	案内設備の有無	障害者対応型設備の有無	障害者対応型設備の改修の有無	障害者対応型設備の設置の有無	車いす利用者用の乗降可能なプラットフォームの数	転落防止のための設備の有無	進捗状況公表用 (従来の基準に対する適合状況)																						
																							段差への対応	視覚障害者用ブロックの有無	案内設備の有無	備品の設置の有無	障害者対応型設備の有無	転落防止のための設備の有無																	
	養老線管理機構	△桑名	養老 関西本、近鉄名古屋線	三重県 桑名市 東方	2,822	人	○	○	1	1	1	基	基	基	1 (1)	箇所	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○																			
	養老線管理機構	播磨	養老	三重県 桑名市 播磨	395	人	○	○	1	1		基	基	基	1 (1)	箇所	○		—	—	—	1	○	○	○	○																			
	養老線管理機構	下深谷	養老	三重県 桑名市 下深谷	1,042	人			1			基	基	基	1	箇所			×	○	○	×	1	○		×	○																		
	養老線管理機構	下野代	養老	三重県 桑名市 多度町	386	人	○		1			基	基	基	1	箇所			—	—	—	1	○			—	○																		
	養老線管理機構	多度	養老	三重県 桑名市 多度町	729	人			2	1		基	基	基	2	箇所			×	○	○	×	2	○			×	○																	
	養老線管理機構	美濃松山	養老	岐阜県 海津市 南濃町	525	人	○		2			基	基	基	2	箇所			—	—	—	2	○			—	○																		
	養老線管理機構	石津	養老	岐阜県 海津市 南濃町	423	人	○		1			基	基	基	1	箇所			×	○	○	—	1	○			×	○																	
	養老線管理機構	美濃山崎	養老	岐阜県 海津市 南濃町	121	人	○		2			基	基	基	4	箇所			—	—	—	2	○			—	○																		
	養老線管理機構	駒野	養老	岐阜県 海津市 南濃町	952	人			2	1		基	基	基	2	箇所			×	○	○	×	2	○			×	○																	
	養老線管理機構	美濃津屋	養老	岐阜県 海津市 南濃町	257	人	○		2	1		基	基	基	2	箇所			—	—	—	2	○			—	○																		
	養老線管理機構	養老	養老	岐阜県 養老郡 養老町	360	人			2	1		基	基	基	2	箇所			×	○	○	×	2	○			×	○																	
	養老線管理機構	美濃高田	養老	岐阜県 養老郡 養老町	754	人	○		2	1		基	基	基	2	箇所			×	○	○	×	2	○			×	○																	
	養老線管理機構	烏江	養老	岐阜県 養老郡 養老町	769	人	○		1			基	基	基	1	箇所			×	—	—	—	1	○			×	○																	
	養老線管理機構	大外羽	養老	岐阜県 大垣市 西大外羽	648	人	○		1			基	基	基	1	箇所			—	—	—	1	○			—	○																		
	養老線管理機構	友江	養老	岐阜県 大垣市 友江	341	人	○		2			基	基	基	3	箇所			—	—	—	2	○			—	○																		
	養老線管理機構	美濃青柳	養老	岐阜県 大垣市 青柳町	498	人	○		1			基	基	基	1	箇所			—	—	—	1	○			—	○																		
	養老線管理機構	西大垣	養老	岐阜県 大垣市 木戸町	395	人			2			基	基	基	1	箇所			×	○	○	×	2	○			×	○																	
	養老線管理機構	大垣	養老	岐阜県 大垣市 高屋町	7,090	人		○	1	1		基	基	基	基	箇所	○		×	○	○	×	1	○	○	○	×	○																	
	養老線管理機構	室	養老	岐阜県 大垣市 室本町	647	人	○		1			基	基	基	1	箇所			—	—	—	1	○			—	○																		
	養老線管理機構	北大垣	養老	岐阜県 大垣市 笠木町	326	人	○	○	1	1		基	基	基	1 (1)	箇所	○		—	—	—	1	○	○	○	○	—	○																	
	養老線管理機構	東赤坂	養老	岐阜県 安八郡 神戸町	346	人	○	○	2	2		基	基	基	2 (2)	箇所	○		—	—	—	2	○	○	○	○	—	○																	
	養老線管理機構	広神戸	養老	岐阜県 安八郡 神戸町	848	人	○		1			基	基	基	1	箇所			—	○	○	×	1	○			—	○																	
	養老線管理機構	北神戸	養老	岐阜県 安八郡 神戸町	505	人	○		1			基	基	基	1	箇所			—	—	—	1	○			—	○																		
	養老線管理機構	池野	養老	岐阜県 揖斐郡 池田町	754	人	○		2	1		基	基	基	2	箇所			—	○	○	×	2	○			—	○																	
	養老線管理機構	北池野	養老	岐阜県 揖斐郡 池田町	450	人	○		1			基	基	基	1	箇所			×	○	○	—	1	○			×	○																	
	養老線管理機構	美濃本郷	養老	岐阜県 揖斐郡 池田町	586	人	○		1			基	基	基	1	箇所	○		—	—	—	1	○			○	—	○																	
	養老線管理機構	揖斐	養老	岐阜県 揖斐郡 揖斐川町	1,405	人			1			基	基	基	1	箇所			—	○	○	×	1	○			—	○																	
		(合計)			19	駅			14	駅	0	駅	3	駅	27				26	(3)	箇所	4	駅	0	駅	0	駅	9	駅	0	駅	19	駅	19	駅	3	駅	4	駅	0	駅	0	駅	27	駅





移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

事業者名 一般社団法人養老線管理機構  
代表者名 代表理事 広瀬 幹雄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○